

「制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則」の一部改正について

平成16年2月13日
株式会社名古屋証券取引所

1. 改正趣旨

現行、既上場銘柄の決算期ごとの選定審査並びに直接市場第一部上場銘柄に上場される銘柄及び他市場（店頭を含む。以下同じ。）経由で上場される銘柄の上場後最初の選定審査においては、それぞれの区分に応じて定める日のほか、その翌日からその翌月の応当日までの間に、貸借銘柄に選定することができるとしている。

しかし、大幅な株式分割の効力発生前の状態にある銘柄など当該期間内に選定を行うことは適当でないものの、当該期間経過後短期間で選定可能な状態となるような銘柄については、次期の選定審査まで銘柄によっては1年間程度選定の機会がなく、長期間にわたり貸借取引を行う機会を提供することができないこととなっている。

そこで、投資者の利便性及び市場の流動性の向上を図る観点から、次期の選定審査まで待たずに早期に選定することができるよう選定可能な期間を拡張するなど、「制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則」について所要の改正を行うこととする。

2. 改正概要

既上場銘柄の決算期ごとの選定審査並びに直接市場第一部に上場される銘柄及び他市場経由で上場される銘柄の上場後最初の選定審査において、現行、第4条第1項並びに第2項第1号及び第4号に定める日のほか、その翌日からその翌月の応当日までの間に選定することができることとしている選定の時期の取扱いについて、その翌日からその3か月目の月の応当日までの間に選定することができるものとする。

また、既上場銘柄における上場後最初の決算期ごとの選定審査においてこの規定を適用する場合は、審査対象決算期の権利付最終日までに上場された銘柄を対象とすることとする。

（備考）

・第4条第3項

3. 施行日

この改正規定は、平成16年3月1日から施行し、同日以降に第4条第1項並びに第2項第1号及び第4号に規定する選定の日が到来する銘柄から適用する。

以 上